14	①	名古屋環状２号線の大治南インターチェンジ	清洲ジャンクション	愛知県道高速名古屋朝日線
	②	名古屋環状２号線の千音寺南インターチェンジ	東海ジャンクション	愛知県道高速名古屋新宝線
	③	名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口	—（名古屋西ジャンクションを経由しない場合に限る）	名古屋市道高速１号
15	①	名古屋環状２号線の富田インターチェンジ	(C)のインターチェンジより順方向に通行した名古屋西ジャンクション又は東海ジャンクション	(D)に接続している名古屋市道高速１号又は愛知高速県道高速名古屋新宝線
16	①	名古屋環状２号線の南陽インターチェンジ		
17	①	名古屋環状２号線の飛島北インターチェンジ		
18	①	伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジ		
19	①	伊勢湾岸道路の名港潮見インターチェンジ		
20	①	第二東海自動車道横浜名古屋線の東海インターチェンジ及び伊勢湾岸道路の東海インターチェンジ	(C)のインターチェンジより順方向に通行した名古屋西ジャンクション又は名古屋南ジャンクション	(D)に接続している名古屋市道高速１号又は名古屋市道高速２号
	②	名古屋高速道路公社が管理する東海新宝入口・出口	—（東海ジャンクションを経由しない場合に限る）	愛知県道高速名古屋新宝線
21	①	第二東海自動車道横浜名古屋線の大府インターチェンジ	(C)のインターチェンジより順方向に通行した東海ジャンクション又は名古屋南ジャンクション	(D)に接続している名古屋市道高速２号又は愛知県道高速名古屋新宝線
22	①	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジ		
	②	名古屋高速道路公社が管理する名四国道連絡路入口・出口	—（名古屋南ジャンクションを経由しない場合に限る）	名古屋市道高速２号

ロ　割引額等

イ）名古屋環状２号線、伊勢湾岸道路、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ジャンクションから東海ジャンクションまでの区間（以下「名古屋環状２号線等」という。）又は名古屋高速道路公社が管理する道路と他の道路を連続して通行する場合の料金の額

イの表１中(B)の項毎に、イに定める自動車の通行のうち、最初に流入又は流出したインターチェンジと(D)に掲げる起点のインターチェンジ相互間及び(D)に掲げるインターチェンジ相互間の料金の額（ただし、イの表１中、(A)の項５のうち(B)の項②又は(A)の項６のうち(B)の項②に該当する場合は、最初に流入又は流出したインターチェンジと東海ジャンクション相互間の料金の額とする。）並びに名古屋高速道路料金の額（ただし、名古屋高速道路料金の額の算出にあたって適用する割引制度は、「ＥＴＣ夜間割引」及び「ＥＴＣ都心環状割引」に限る。以下ロにおいて同じ。）を合算した額（以下「算定対象額ｉ」という。）のうち名古屋環状２号線等の料金の額から、次の算式により算出した額を減じるものとする。

Ｙ－Ｘ

ただし、この算式中Ｙのうち名古屋高速道路料金の額がＸのうち名古屋高速道路料金の額を上回る場合は、算定対象額ｉのうち名古屋環状２号線等の料金の額から、次の算式により算出した額（以下「算出額ｉ」という。）を減じるものとする。なお、算出額ｉが負の数となる場合は、これを０とする。

Ｙ－Ｘ－（Ｙｍ－Ｘｍ）

(注)　これらの算式においてＸ、Ｘｍ、Ｙ及びＹｍは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：表１(A)の項毎に、算定対象額ｉのうち最も低い料金の額

Ｘｍ：Ｘのうち名古屋高速道路料金の額

Ｙ：表１(A)の項毎に、算定対象額ｉのうちＸ以外の料金の額

Ｙｍ：Ｙのうち名古屋高速道路料金の額

ロ）名古屋環状２号線等又は名古屋高速道路公社が管理する道路のうち特定のインターチェンジを通行する場合の料金の額

イの表２中(B)の項毎に、イに定める自動車の通行のうち、(C)に掲げるインターチェンジと(D)に掲げるインターチェンジ相互間の料金の額及び名古屋高速道路料金の額を合算した額（以下「算定対象額ⅱ」という。）のうち名古屋環状２号線等の料金の額から、次の算式により算出した額を減じるものとする。

Ｙ－Ｘ

ただし、この算式中Ｙのうち名古屋高速道路料金の額がＸのうち名古屋高速道路料金の額を上回る場合は、算定対象額ⅱのうち名古屋環状２号線等の料金の額から次の算式により算出した額（以下「算出額ⅱ」という。）を減じるものとする。なお、算出額ⅱが負の数となる場合は、これを０とする。

Ｙ－Ｘ－（Ｙｍ－Ｘｍ）

(注)　これらの算式においてＸ、Ｘｍ、Ｙ及びＹｍは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：表２(A)の項毎に、算定対象額ⅱのうち最も低い料金の額

Ｘｍ：Ｘのうち名古屋高速道路料金の額

Ｙ：表２(A)の項毎に、算定対象額ⅱのうちＸ以外の料金の額

Ｙｍ：Ｙのうち名古屋高速道路料金の額

ハ　対象インターチェンジ

名古屋市道高速分岐２号　丸の内入口・出口

名古屋市道高速２号　東新町入口・出口

名古屋市道高速分岐３号　東別院入口・出口

愛知県道高速名古屋新宝線　錦橋出口

愛知県道高速名古屋新宝線　名駅入口

⑨　首都圏中央連絡自動車道における割引（激変緩和）

イ　割引をする自動車

ＥＴＣ車。

ロ　割引率等

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、(1)②イ(ロ)に定める首都圏中央連絡自動車道の通行料金に適用する。